資料２

応募に関する注意事項
～公募要領の説明～

2023年2月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局
e-mail：shouene@nedo.go.jp

はじめに

本資料は、応募に関して定めている「公募要領」の内、事務局側で特に重要と考えるものをピックアップしたものです。
ご応募の際には、本資料に限らず、公募要領を必ずご確認頂きますようお願いいたします。

公募要領　構成

公募要領簡易まとめ表・注意事項(1~2ページ)

脱炭素社会実現に向けた
省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム
個別課題推進スキーム
2023 年度公募　公募要領簡易まとめ表

応募に関する情報を一覧にしてまとめました。
リンクをクリックすると公募要領内の該当ページにジャンプできます。

事業種別	助成事業（詳しくはこちらをクリック） 技術開発費＝ＮＥＤＯ助成費（税抜）＋実施者負担
対象技術	エネルギー（燃料、熱、電気）の国内消費量を削減する技術開発 削減量は 2040 年度時点で 10 万 kL/年（原油換算値） 計算方法はこちらをクリック
対象事業者	日本国内に研究開発拠点を有している企業、大学等の法人 ※大学等の単独提案は不可。詳しくはこちらをクリック
応募フェーズ	① ＦＳ(Feasibility Study)調査：1 千万円／件･年（3/4 以内助成）、1 年以内 ② インキュベーション研究開発：2 千万円／件･年（2/3 又は 1/2 以内助成）、2 年以内 ③ 実用化開発：3 億円／件･年（2/3 又は 1/2 以内助成）、5 年以内 ④ 実証開発：5 億円／件･年（1/2 又は 1/3 以内助成）、3 年以内 ※②～④は組み合わせ可能。詳しくはこちらをクリック
受付期間	■応募書類受付期間 オンライン提出のみ：2023 年 2 月 2 日(木)～2023 年 3 月 13 日(月)正午 ウェブ入力フォームから、必要情報の入力と応募書類（4. 応募方法(1)応募書類）のアップロードを行ってください。 ＜ウェブ入力フォーム＞ https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/0vx5u428eq62 ※他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。 ■省エネルギー効果量の事前確認期間(必須) メール提出：2023 年 2 月 2 日(木)～2023 年 3 月 6 日(月)正午
問い合わせ先	不明点等ございましたら、shouene@nedo.go.jp までご連絡ください。

公募要領(3ページ以降)

※本公募要領は、標記の事業に対してのみ有効です。

2023 年度
脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム
個別課題推進スキーム
公募要領

本公募要領はＮＥＤＯのホームページ（https://www.nedo.go.jp/）の
実施者募集（公募）サイトからダウンロードすることができます。

■応募書類受付期間
ＮＥＤＯ　ＨＰ提出：2023 年 2 月 2 日(木)～2023 年 3 月 13 日(月)正午
■省エネルギー効果量の事前確認期間(必須)
ＮＥＤＯ　メール提出：2023 年 2 月 2 日(木)～2023 年 3 月 6 日(月)正午

＜お問い合わせ＞
「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・
社会実装促進プログラム」事務局
電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

【注意】お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

2023 年 2 月 2 日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部

公募要領　目次

1. 事業の概要
2. 応募要件
3. 提出期限及び提出先
4. 応募方法
5. 公募説明会・公募相談会の実施
6. 秘密の保持
7. 助成先の選定
8. 採択された場合の流れ及び注意事項
9. 問い合わせ
10.NEDO事業に関する業務改善アンケート
11.その他
<添付資料1>「重要技術」一覧
<添付資料2>「助成事業」のポイント
<添付資料3>省エネルギー効果量の算出方法
（別表1）エネルギー源別発熱量一覧表
<添付資料4>府省共通研究開発管理システム（e-Rad)を利用した応募手続きの流れについて
<添付資料5>禁止事項及び不正防止について

公募要領
個別課題推進スキーム

※特筆ない限り重点課題との共通部分

受付期間・問い合わせ先

※本公募要領は、標記の事業に対してのみ有効です。

2023 年度
脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術
の研究開発・社会実装促進プログラム
個別課題推進スキーム
公募要領

本公募要領はＮＥＤＯのホームページ（https://www.nedo.go.jp/）の
実施者募集（公募）サイトからダウンロードすることができます。

■応募書類受付期間
ＮＥＤＯ　ＨＰ提出：2023 年 2 月 2 日(木)～2023 年 3 月 13 日(月)正午
■省エネルギー効果量の事前確認期間(必須)
ＮＥＤＯ　メール提出：2023 年 2 月 2 日(木)～2023 年 3 月 6 日(月)正午

＜お問い合わせ＞
「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・
社会実装促進プログラム」事務局
電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp
【注意】お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

2023 年 2 月 2 日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部

＜応募書類受付期間＞
HP提出：2/2(木)～3/13(月)正午
＜省エネルギー効果量事前確認期間**(必須)**＞
メール提出：2/2(木)～3/6 (月)正午

問い合わせ先：
「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・
社会実装促進プログラム」事務局
shouene@nedo.go.jp

1-3. 事業内容（１）対象となる「エネルギー」

１－３．事業内容

（１） 対象となる「エネルギー」

本事業では、2023 年 4 月 1 日に施行される「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下、「改正省エネ法」という。）に規定する「エネルギー（燃料、熱、電気）」の大幅な使用量削減が見込まれる技術の開発に対し助成します。改正省エネ法では非化石エネルギーへの転換等に対する措置も追加されましたが、本事業ではエネルギー全体の使用の合理化が伴わない非化石エネルギーへの置き換え等は対象外とします。

例えば、①総エネルギー量の使用量削減を伴わない燃料転換をするもの、②使用エネルギーの一部を単に風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替するもの、③化学品製造の原料として用いる化石資源の削減、④原子力発電は対象としません。

また、使用の合理化の対象となるものは、＜添付資料３＞（別表１）エネルギー源別発熱量一覧表を参照ください。この表に載っていない原油換算での省エネ効果量算出が困難な再生可能エネルギー（風力、太陽光発電など）の効率性向上は対象外となります。

改正省エネ法の詳細に関しては、経済産業省資源エネルギー庁の下記ウェブサイトを参照してください。

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220301002/20220301002.html

エネルギー使用量削減のない技術は対象外（次ページ参照）

（注意事項）対象となる「エネルギー」

○新旧表

過去実施公募	23年度公募
「**エネルギーの使用の合理化に関する法律**」（以下、「省エネ法」という。）に定められたエネルギー（燃料、熱、電気）を対象としており、本事業では、省エネ法に基づくエネルギーの大幅な使用量削減が見込まれる技術の開発に対し助成します。 例えば、①総エネルギー量の使用量削減を伴わない燃料転換をするもの、②使用エネルギーの一部を単に風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替するもの、③原子力発電、バイオマス燃料製造、化学品製造の原料として用いる化石資源の削減などは対象としません。	本事業では、2023年4月1日に施行される「**エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律**」（以下、「改正省エネ法」という。）に規定する「エネルギー（燃料、熱、電気）」の大幅な使用量削減が見込まれる技術の開発に対し助成します。**改正省エネ法では非化石エネルギーへの転換等に対する措置も追加**されましたが、**本事業ではエネルギー全体の使用の合理化が伴わない非化石エネルギーへの置き換え等は対象外**とします。 例えば、①総エネルギー量の使用量削減を伴わない燃料転換をするもの、②使用エネルギーの一部を単に風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替するもの、③化学品製造の原料として用いる化石資源の削減、④原子力発電は対象としません。 また、**使用の合理化の対象となるものは、＜添付資料３＞（別表１）エネルギー源別発熱量一覧表を参照**ください。この表に載っていない**原油換算での省エネ効果量算出が困難な再生可能エネルギー（風力、太陽光発電など）の効率性向上は対象外**となります。

個別課題推進スキームのみ

1-3. 事業内容（４）技術開発フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査

（４） 技術開発フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査

技術開発フェーズは組み合わせることが可能です。なお、採択に当たり、提案と異なるフェーズでの採択を条件として付す場合があります。

(中略)

ＦＳ調査を含み、応募タイプは下記７タイプから選択ください。

タイプＳ：「ＦＳ調査」
タイプＡ：「インキュベーション研究開発」＋「実用化開発」＋「実証開発」
タイプＢ：「インキュベーション研究開発」＋「実用化開発」
タイプＣ：「インキュベーション研究開発」＋「実証開発」
タイプＤ：「実用化開発」＋「実証開発」
タイプＥ：「実用化開発」
タイプＦ：「実証開発」

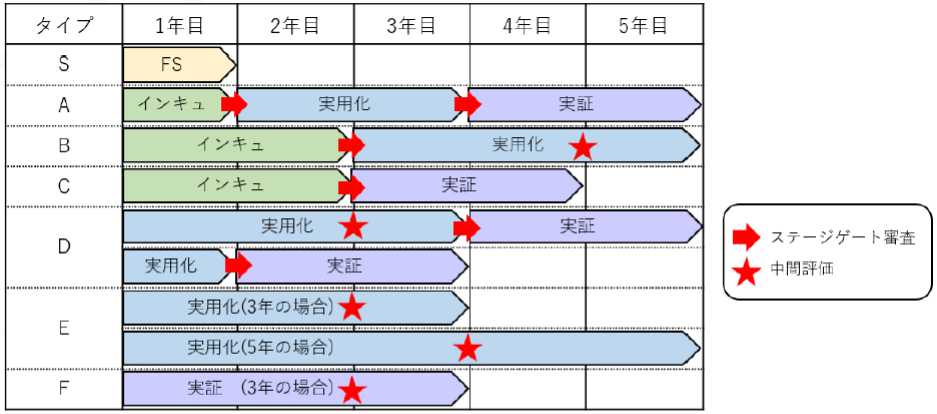

①インキュベーションは実用化または実証と組み合わせることが必須です。
②実用化開発・実証開発は、他のフェーズと組み合わせる場合のみ事業期間１年での申請が可能です。

ＦＳ調査は他フェーズと組み合わせ不可。
インキュベーションは他のフェーズとの組み合わせが必須です。

フェーズ組み合わせの場合、現フェーズ終了前に
「ステージゲート審査」

実用化開発・実証開発は
３年および４年事業は２年目終了前、
５年の事業は３年目終了前に
「中間評価」

2-3. 実施体制

２－３．実施体制

（１）　全てのフェーズにおいて、企業が助成先に含まれていることが必要です。

（２）　技術開発責任者を実施体制内で１名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、ＮＥＤＯとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。

（３）　複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。

（４）　国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。

（５）　大学等の単独提案は、原則として認めません。

１名の
技術開発責任者（FS調査責任者）
を選出。
技術開発責任者は、主任研究者候補（委託先、共同研究先は除く）から選出。

学術機関等から民間企業への委託・共同研究は**原則不可。**

実施体制が大学等のみで構成される提案は**原則不可。**

個別課題推進スキームのみ

2-4. 必要とされる省エネルギー効果量

２－４．必要とされる省エネルギー効果量

本事業に応募するためには、国内において「2040 年度時点で１０万ｋＬ／年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が必要です。ただし、省エネルギーに有効な技術開発を広く提案していただく観点から、省エネルギー効果量が１０万ｋＬ／年に満たない場合でも提案は可能としますが、その場合には、費用対効果（技術開発費に対する 2040 年度時点の省エネルギー効果量）を勘案して採否を判断します。

また、2040 年度にいたる省エネルギー効果量の推移を把握するために、製品化の後、販売開始から３年後の時点での省エネルギー効果量も記載してください。

※省エネルギー効果量の計算方法は＜添付資料３＞を参照してください。
※海外での省エネルギー効果量があれば、参考として国内分とは別に記載してください。

［2040 年度時点の省エネルギー効果量に対する技術開発費の妥当性に関する考え方（省エネルギー効果量が１０万ｋＬ／年に満たない場合）］

提案技術の 2040 年度時点の省エネルギー効果量をＸ万ｋＬ／年とする場合、各フェーズの上限額にＸ／１０を乗じた金額を、１ 年あたりの技術開発費上限の目安とし、いずれかの年度において技術開発費が上限の目安を超える場合、費用対効果を踏まえた上で総合的に採否を判断します。

なお、費用対効果に関して不明な点がある場合は、事前にＮＥＤＯにご相談ください。

※上記の考え方は実用化開発フェーズ及び実証開発フェーズに適用します。

以下2つの省エネルギー効果量を記載。
・2040年度時点
・販売開始から3年後時点(追加)

2040年度時点の省エネ効果量が10万kL/年未満の場合について記載。
(次ページ参照)

個別課題推進スキームのみ

(注意事項)省エネルギー効果量が、10万kL/年に満たない場合

提案技術の2040年度時点の省エネルギー効果量をＸ万ｋＬ／年とする場合、各フェーズの上限額にＸ／１０を乗じた金額を、1年あたりの技術開発費上限の目安(下図赤線)とし、
いずれかの年度において技術開発費が上限の目安を超える場合(下図黄色部)、費用対効果(技術開発費に対する2040年度時点の省エネルギー効果量)を踏まえた上で総合的に採否を判断します。
※上記の考え方は実用化開発フェーズ及び実証開発フェーズに適用します。

なお、**費用対効果に関してご不明な点がある場合は、事前にNEDOにご相談ください。**

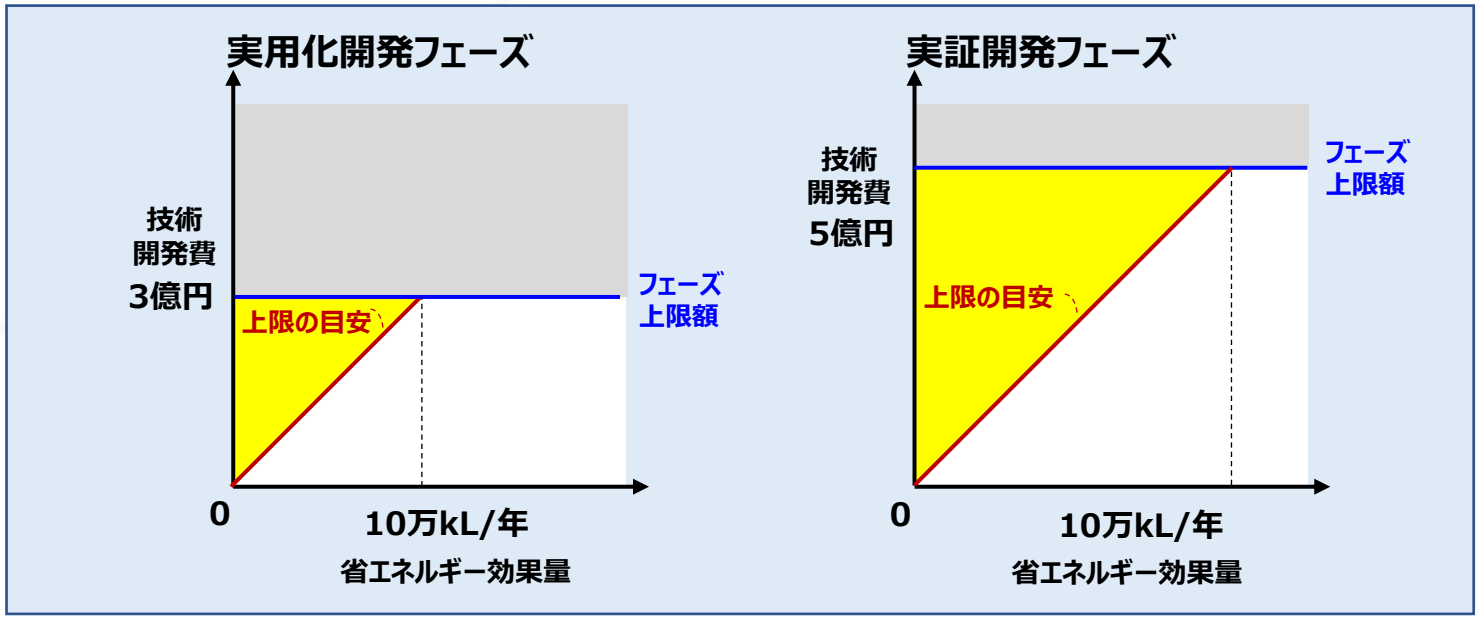

2-5. 助成対象費用

２－５．助成対象費用

（１）　助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第６条に示すとおりです。

（２）　研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。

（３）　委託先又は共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を助成事業者毎の年間技術開発費（助成対象費用）の５０％未満とすることが必要です。

（４）　助成事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合には、同交付規程第６条第２項に基づき、当該共同研究費については定額助成※します。

（５）　助成事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を助成事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

※　「定額助成」とは当該経費に助成率は乗じないで助成することです（ＮＥＤＯがこの共同研究費を各技術開発フェーズの助成率に関わらず１００％負担します）。助成事業者毎の年間技術開発費の１／３、又は５千万円のいずれか低い額が上限となります。定額助成の対象となる学術機関等に対する共同研究費の総額は、この上限を超過できません。
「定額助成」は、助成事業者が学術機関等と共同研究をする場合に限られます。例えば、学術機関等が助成事業者（提案者）となる場合や、助成事業者（提案者）が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額助成とはなりませんので注意してください。上記（３）、（４）項の内容を図示すると、下記のとおりです。

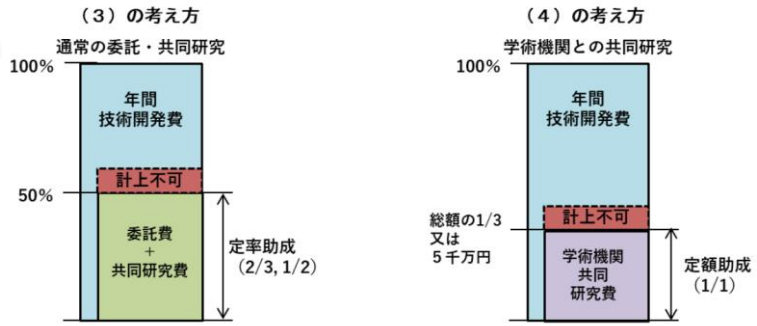

・委託・共同研究費は助成事業者ごとの**年間技術開発費の50%未満**とすること。
・共同研究先が学術機関等の場合、費用は**NEDOが100%助成**
※上限あり：「助成事業者ごとの年間技術開発費の1/3」、又は「5,000万円」のいずれか低い額）。
・提案者と委託・共同研究先間の契約は、**費用は提案者が全額負担（消費税含）する契約**とすること。

3-1. 省エネルギー効果量算定の事前確認
3-3. 提出先

３－１．省エネルギー効果量算定の事前確認

省エネルギー効果量の算定根拠や考え方については、ＮＥＤＯの事前確認を受ける必要があります。省エネルギー効果量の計算フォーマット（様式４別紙２）を記入し、期限までに公募事務局までメールにて送付ください。なお、事前確認後も、省エネルギー効果量の変更は可能です。

事前確認提出期限：2023 年 3 月 6 日（月）正午（締め切りの１週間前）

３－２．提出期限

本公募要領に従って、以下の提出期限までにアップロードしてください。なお、郵送や持参等による提出は一切受け付けません。

提出期限：2023 年 3 月 13 日（月）正午

※期限までにアップロードされなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「４－２．応募書類作成における注意事項」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

※応募状況等により公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ＮＥＤＯホームページにてお知らせします。

３－３．提出先

＜ウェブ入力フォーム＞

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/0vx5u428eq62

省エネ効果量の事前確認必須。
提案書ファイルＢ(Excelファイル)の内、
『省エネルギー効果量計算フォーマット（様式４別紙２）』を記入の上、
Excelファイルのまま事務局にメール送付。
※他シート情報が入力されていてもNEDO側は確認しません。
(計算方法については公募要領<添付資料３>参照)

提出はNEDOのウェブ入力フォームからアップロード。
期限までに受理されなければいかなる理由があろうとも無効となる。
※提出先はe-Radではありません！

4-1. 応募書類の提出方法及び応募書類等様式

４－１．応募書類の提出方法及び提出時留意事項

(中略)

■入力項目

①提案名（技術開発テーマ名）
②代表提案者法人番号
③代表提案者の e-Rad における所属研究機関コード
④代表提案者法人名称
⑤代表提案者法人連絡担当者氏名
⑥代表提案者法人連絡担当者Ｅメールアドレス
⑦代表提案者法人連絡担当者電話番号
⑧応募書類（（１）応募書類のアップロード）

（１）応募書類

・提案書要約版（様式１、様式２、様式３）
・提案書本文（様式４、別紙１、別紙３、別紙４、別紙５）
・省エネルギー効果量計算フォーマット（様式４別紙２）
・事業成果の広報活動について（様式５）
・主任研究者の研究経歴書（様式６）
・利害関係の確認について（様式７）
・その他の研究費の応募・受入状況（様式８）
・事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（様式９）　※該当者のみ
・e-Rad 応募内容提案書（詳細は（２））
・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）
・直近の事業報告書
※作成していない場合は、その旨記載したテキストファイルを、ウェブ入力フォームにアップロードする zip ファイルにまとめて応募書類としてアップロードすること。
・財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書）
※要旨版ではなく、各費目の内訳を示す詳細版を直近３期分提出すること。
※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合がある。
・当該提案内容に関して、外国企業等と連携している又はその予定がある場合には、当該外国企業等が連携している又は関心を示していることを表す資料
・チェック済の応募書類等提出時チェックシート

ウェブ入力フォームで①～⑦を入力、⑧にて応募書類一式をzipファイルにてアップロード。
・提出後画面に受付番号が表示されるので控えておく。

※提案書入力ファイルは今回から大幅に改定しております。(詳細は資料3)
NEDOの定めた様式を使用し、日本語で作成。一つのzip ファイルにまとめアップロード。
様式4： wordで作成しPDF化
それ以外：excelで作成し PDF化
※提案書入力ファイル(word、excel)も合わせて提出

22年度追加公募より追加された様式
(応募書類等提出時チェックシートは次ページ参照)

(注意事項)応募書類等提出時チェックシート 補足説明

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」応募書類等提出時チェックシート(2023年度公募版)
<u>様式不備による不受理を防ぐため、応募書類等のご提出前に必ずご確認のうえ、応募書類と一緒にご提出ください。</u>

分類	様式名等	項目名	No	確認事項	日付
①	e-Rad ※登録手続きには、**2週間以上かかる場合があります。**十分余裕をもって行ってください。	全般	1	e-Rad情報は登録されているか？すなわち、事業者がポータルサイト上で、「実行」ボタンを押し申請したか？	
		【共通項目】	2	研究開発課題名が基本情報1のFS調査／技術開発テーマ名と一致しているか？	
		【応募時予算額】	3	直接経費と再委託費・共同実施費の合計額は基本情報2と一致しているか？	
		【研究組織情報】	4	「研究組織情報」には、＜研究代表者＞欄にFS調査責任者／技術開発責任者を、＜研究分担者＞欄には実施体制に含まれる法人全ての主任研究者(FS調査責任者／技術開発責任者を除く)が入力されているか？	
②	省エネルギー効果量算定の事前確認	事前提出	5	Excel資料「様式4（別紙2）省エネルギー効果量＜基本情報3＞」を事前提出したか？	
		NEDO回答の確認	6	上記事前提出に対するNEDOからの回答内容を確認したか？	
③	基本情報1	e-Rad 所属研究機関コード	7	e-Radにおいて、当該コードで研究機関を検索できたか？	
		重要技術/技術開発課題	8	「重要技術」が適切に(該当がない場合は「該当なし」が)選択されているか？(重点課題推進スキームの場合は「技術開発課題」が選択されているか？)	
④	様式1	法人分類	9	法人分類は公募要領内の定義に合致するものが選択されているか？	
		会計監査人	10	会計監査人名の欄に、(誤って)社内監査役員、会計事務所を記載していないか？	
		業種名	11	業種名は分類コードに対応したものになっているか？	
⑤	様式4 **<u>(Word/Excel)</u>**	全般**<u>(Word)</u>**	12	ページ数が公募要領での規定内か？ ※個別課題推進スキームの場合は18ページ以内(ただしFS調査フェーズの場合は8ページ以内)、 重点課題推進スキームの場合は28ページ以内	
			13	書き出しページが1ページ目になっているか？	
		前書き**<u>(Word)</u>**	14	「応募タイプ」と「技術開発テーマ名」は、基本情報1の「応募タイプ」と「技術開発テーマ名/FS調査テーマ名」に一致しているか？	
		1-5. 今回提案の技術内容と課題**<u>(Word)</u>**	15	様式3の「技術概念図」は、様式2（文字）の補足として、1-5. 今回提案の技術内容と課題 から、図、表、説明文を適宜選択し、わかりやすく説明したものとなっているか？	
		1-8. 省エネルギー効果量 **<u>(Excel: ＜基本情報3＞ =様式4（別紙2))</u>**	16	説明の内容と表中の値が整合しているか？	
		3-1. 実施体制図 **<u>(Excel: 様式4（別紙3))</u>**	17	提案者／委託先／共同研究先が明記されているか？左記以外の法人の記載が無いか？	
			18	重点課題推進スキームの場合、複数企業の連名提案となっているか？ 普及を促進する組織・団体等が含まれているか？	
			19	連名提案で委託先／共同研究先がある場合、図上で上部に記載された提案者と下部に記載された委託先／共同研究先が正しい対応で線で結ばれているか？	
		5-4. 提案書提出に際しての合意**<u>(Word)</u>**	20	合意者は、提案者の代表者となっているか？	
			21	連名提案の場合、提案者全員の代表者氏名が書かれているか？	
			22	「技術開発テーマ名/FS調査テーマ名」は、基本情報1の「技術開発テーマ名/FS調査テーマ名」に一致しているか？	
⑥	様式6	主任研究者研究経歴書	23	1ページ以内に収まっているか？	
⑦	様式7	利害関係確認情報	24	「技術的なポイント」が漏れなく記載されているか？	
⑧	様式9	(加点を希望する該当者のみ)事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料	25	給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は3%、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表しているか？又は事業開始までに公表予定があるか？ ※事業開始日となる交付決定は6～7月頃を予定	
⑨	確認シート	確認A	26	(1)赤いセル(NG)がないことを確認したか？ (2)オレンジ色のセル(要注意)は内容に問題がないことを確認したか？	
		確認B	27	表示内容を確認したか？	
⑩	Excelシートの PDF出力	様式1	28	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
			29	公募説明会 資料3「提案書様式の入力方法」のp.62～p.63も参考にして、空白ページがPDF出力されないようにしたか？	
		様式2	30	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
		様式3	31	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
		様式4（別紙1）価格目標	32	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
			33	公募説明会 資料3「提案書様式の入力方法」のp.62～p.63も参考にして、空白ページがPDF出力されないようにしたか？	
		様式4（別紙2）省エネルギー効果量 ＜基本情報3＞	34	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
			35	公募説明会 資料3「提案書様式の入力方法」のp.62～p.63も参考にして、空白ページがPDF出力されないようにしたか？	
		様式4（別紙3）実施体制図	36	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
		様式4（別紙4）研究者等	37	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
		様式4（別紙5）技術開発予算と研究員の年度展開 ＜基本情報2＞	38	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
			39	初期表示では最大10年分の欄が表示されるが、2029年度(7年目)から2032年度(10年目)の欄について、未使用列は非表示としているか？	
		様式5	40	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
		様式6	41	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
			42	公募説明会 資料3「提案書様式の入力方法」のp.62～p.63も参考にして、空白ページがPDF出力されないようにしたか？	
		様式7	43	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
		様式8	44	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
			45	公募説明会 資料3「提案書様式の入力方法」のp.62～p.63も参考にして、空白ページがPDF出力されないようにしたか？	
		様式9	46	文字が見切れないよう、Excelの行列の拡張を行っているか？	
⑪	応募資料等 様式全般		47	提案書要約版（様式1）：PDF形式	
			48	提案書要約版（様式2）：PDF形式	
			49	提案書要約版 技術概要図（様式3）：PDF形式	
			50	提案書本文（様式4）：PDF形式	
			51	価格目標（様式4別紙1）：PDF形式 （※応募タイプがS,A,B,Cの場合は不要）	
			52	省エネルギー効果量（様式4別紙2）：PDF形式	
			53	実施体制図（様式4別紙3）：PDF形式	
			54	技術開発責任者、主任研究者等（様式4別紙4）：PDF形式	
			55	技術開発計画予算と研究員の年度展開（様式4別紙5）：PDF形式	
			56	事業成果の広報活動について（様式5）：PDF形式	
			57	主任研究者の 研究経歴書（様式6）：PDF形式 ※連名提案の場合は提案者毎に必要。委託先・共同研究先がいる場合は委託先・共同研究先毎に必要。	
			58	利害関係の確認について（様式7）：PDF形式	
			59	その他の研究費の応募・受入状況（様式8）：PDF形式	
			60	（加点を希望する該当者のみ）事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（様式9）；PDF形式	
			61	e-Rad 応募内容提案書：PDF形式	
			62	会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）：PDF形式	
			63	直近の事業報告書：PDF形式 ※作成していない場合は、その旨を記載したテキストファイルを、Web入力フォームにアップロードするzipファイルにまとめて提出	
			64	財務諸表（原則、円単位: 貸借対照表、損益計算書）：PDF形式 ※要旨版ではなく、各費目の内訳を示す詳細版を直近3期分 提出 ※審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合有	
			65	(外国企業等と連携している、又はその予定がある場合)当該外国企業が連携している、又は関心を示していることを表す資料：PDF形式	
			66	提案書ファイルA：Word形式	
			67	提案書ファイルB：Excel形式	
			68	チェック済の応募書類等提出時チェックシート（本シート）：PDF形式	
			69	（全体が揃ったことを確認後、最後にチェック）	

大きく分けて記入タイミングは4回

・分類①(水色)No1~4
e-rad申請完了時<u>(遅くとも2/17(金)まで)</u>

・分類②(黄色)No5~6
省エネ効果事前確認の提出時<u>(遅くとも3/6(月)まで)</u>

・分類③~⑨(緑色)No7~27
提案書ファイルA(word),B(excel)を記入時

・分類⑩~⑪(赤色)No28~69
体裁整えた上での様式毎のPDFファイル出力時<u>(提出期限3/13(月)まで)</u>

4-2. 応募書類作成における注意事項

４－２．応募書類作成における注意事項

① 提案書要約版（様式１、様式２、様式３）

・代表者名は、提案者の所属する法人の代表権を持つ方の名前を記載してください。
・e-Rad における所属研究機関用ＩＤ（１０桁（けた））を必ず記載してください。
・採択・不採択発表までに代表者、連絡先等に変更があった場合は、速やかに問い合わせ先メールアドレスに連絡してください。
・提案書本文（様式４）の記述内容を、簡潔明瞭に記載してください。
・様式２は各１ページ以内で作成してください。
・様式３は必要に応じて図・表を挿入し、わかりやすく記載してください。

② 提案書本文（様式４）

・必ず１８ページ以内（ＦＳ調査フェーズは８ページ以内）で記載してください。指定ページ超過分以降は審査の対象としません。
・必要に応じて、図、表を加え、わかりやすく記載してください。
・ページ番号を下中央に印字してください。

③ 事業成果の広報活動について（様式５）

・事業の実施者には、ＮＥＤＯと協力して効果的に情報発信することを了解していただきます。実施体制内のすべての法人（委託先、共同研究先を含む）が対象です。事業者ごとに分けずに、全事業者分をまとめて記載し提出してください。

④ 主任研究者の研究経歴書（様式６）

・助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者（実施体制に含まれる全ての法人）について、研究経歴書に記載していただきます。
・１人１ページ以内で作成してください。
・技術開発責任者の場合は、様式内に明示ください。

⑤ 利害関係の確認について（様式７）

・「提案者名」、「提案テーマ」及び「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の資料です。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載してください。また、利害関係者とお考えになる方がいらっしゃる場合も記載してください。

※利害関係の確認について

➢ ＮＥＤＯは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。

(後略)

提案書本文ページ数

・タイプS(FS調査)は8ページ以内
・それ以外は18ページ以内

公正な採択審査の徹底

・採択審査委員の選定段階で、提案者の利害関係者を排除。

※利害関係者に限らず、採択審査委員には、提案情報を審査以外の目的で利用することを禁じております。

4-2. 応募書類作成における注意事項(続き)

⑥ その他の研究費の応募・受入状況（様式８）

・実施体制内の各法人の主任研究者候補が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。）の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート）を記入してください。

・研究代表者・研究分担者が申請時に記載する役職以外で、他機関における役職がある場合は、機関名・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を記入してください。

⑦ （該当者のみ）事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（様式９）

・従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。加点を希望する提案者は、以下の留意事項をご確認の上、様式９による表明書をご提出ください。

・給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は３％、中小企業等は１．５％以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に加点いたします。（事業開始までに公表されている必要があります。）

・給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。

・複数提案者による提案の場合、加点対象となるのは代表法人が表明した場合のみになります。

・表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにＮＥＤＯに理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社ウェブページ等）いただきます。

(22年度追加公募より追加)
・各法人毎に、主任研究者が現在受けている、あるいは**申請中・申請予定の研究費状況**を記載してください。
・**他機関における役職**について記載してください。

(22年度追加公募より追加)
代表提案者(代表法人)について賃金引上げ計画がある場合、審査時に**加点措置**を行います。**加点を希望する場合は、様式による表明書をご提出ください。**

4-3. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

４－３．提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。

・提出された提案書を受理した際にはメールにて連絡します。

・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。

応募書類に不備がある場合、
提出期限までに修正すること。
期限以降は修正不可。

4-4. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

４－４．府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録
応募受付期間内に、e-Rad へ応募基本情報の登録を完了してください。
（e-Rad ポータルサイト https://www.e-rad.go.jp/）
手続きの概略を①～④に示します。（参考＜添付資料４＞）

①所属研究機関の登録とログインＩＤの取得
応募までに、提案者の所属する研究機関（所属研究機関）がe-Radに登録されていることが必要です。また実施体制内に複数研究機関が含まれる場合、それぞれの研究機関（所属研究機関）がe-Radに登録されていることが必要です。
各所属研究機関で１名、e-Radに関する事務代表者を決め、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。
登録されると、ログイン用ＩＤ（１１桁（けた））、所属研究機関用ＩＤ（１０桁（けた））、パスワード及び電子証明が発行されます。なお、登録手続きに２週間以上かかる場合があります。詳細はe-Rad操作マニュアルを参照してください。
e-Rad研究機関向けページ　システム利用に当たっての事前準備
https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html
e-Rad研究者向けページ　システム利用に当たっての事前準備
https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html
(後略)

「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」への登録・申請が必要。
登録は下記URL：
https://www.e-rad.go.jp/
公募要領に記載の手順で提出してください。
研究機関の登録手続きに２週間以上かかる場合もあります。
注１：e-Radに関しては別に手続きが必要です。公募要領　４－４の①～④、及び＜添付資料４＞を参照願います
注２(再掲)：応募書類の提出先はNEDO ウェブ入力フォームです。e-Radではありません！

7-1. 審査の方法

７－１．審査の方法

（１）　外部有識者による採択審査委員会とＮＥＤＯ内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

（２）　採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。

（３）　審査の過程で、プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、ＮＥＤＯから様式１に記載いただいた連絡先へ電子メールにてご連絡いたします。なお、プレゼンテーション資料は指定の様式（「2023年度　脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム　公募」のウェブサイトに掲載）で作成してください。

（４）　提案内容の確認のために、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。

（５）　契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、ＮＥＤＯが定める基準等に基づき、最終的に助成事業者を決定します。

（６）　助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

＜審査について＞

- **７－２．審査基準、７－４．スケジュール**をあらかじめご確認ください。
- **タイプS(FS調査)以外のすべての応募タイプでプレゼンテーション審査を行う場合があります**。応募資料と合わせ、**プレゼンテーション資料をあらかじめご準備ください。**
- プレゼンテーション審査の詳細はNEDO事務局より別途ご連絡します。

7-3. 審査結果の通知及び公表

７－３．審査結果の通知及び公表

（１）　採択された事業については、ＮＥＤＯから提案者に採択審査結果を通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は 2023 年 5 月下旬を予定しています。

（２）　なお、採択にあたってはＮＥＤＯから条件を付す場合があります。

（３）　採択した事業に関しては、提案者名、事業名及び事業の概要をＮＥＤＯのウェブサイトに公表します。

（４）　採択審査委員（評価者）の所属、氏名については採択決定後にＮＥＤＯのウェブサイトに公表します。

（５）　必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。また、採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

・採択テーマの概要については、原則公開します。
・公開資料の作成については、NEDO事務局より別途ご依頼します。

7-4. スケジュール

７－４．スケジュール

2023 年

3 月 6 日(月) 正午･････････････省エネルギー効果量の事前確認(必須)締め切り

3 月 13 日(月) 正午･････････････公募締め切り

4 月 (予定) ･････････････････外部有識者による採択審査委員会

5 月 (予定) ･････････････････採択結果の決定及び通知

6 月～7 月 (予定) ･････････････交付決定・事業開始

２つの締め切りにご注意ください。

8-1. 助成金の交付申請及び交付決定
8-3. 助成事業の終了後

８－１．助成金の交付申請及び交付決定

(中略)

（２）交付申請書作成に当たっての制限

応募時に提出していただいた提案書に記載された内容を逸脱した交付申請（例えば、計画の大幅な変更、提案書に記載された実施体制の変更、提案書に記載された技術開発費の年度ごとの総額に基づくＮＥＤＯ助成額を超える申請等）は、原則として認められません。

また、採択時に条件が付された場合、その条件に従って作成していただくことが必要です。

(中略)

８－３．助成事業の終了後

（１）事後評価の実施

助成事業終了後に事後評価を行いますのでご協力ください。

(中略)

（５）調査への協力

① 助成事業終了後、成果のフォローアップ調査を行う予定です。ご協力をお願いします。

② 助成事業終了後、本技術開発成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、＜添付資料６＞をご覧ください。

また、特許等の取得状況調査についてもご協力いただく場合があります。

採択後、**交付申請書**を提出。
採択決定後、**提案者の判断で実施体制を変更すること**は、
特別な理由がある場合を除き**不可。**
提案時の技術開発費の年度毎の**総額を超えた申請も不可。**

テーマ終了後に**事後評価**を実施いたします。
また、開発成果についての**追跡調査**もございますので、ご協力よろしくお願いいたします。

9. 問い合わせ

９．問い合わせ

本件に関する質問等に関しては公募説明会・公募相談会で受け付けます。それ以降のお問い合わせに関しては、公募締め切り前日の１７時まで、下記宛電子メールで受け付けます（日本語のみ）。また、希望者に対しては、面談も受け付けます。（審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。）

○お問い合わせ先、面談お申し込み先：

ＮＥＤＯ省エネルギー部

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

電子メールアドレス： shouene@nedo.go.jp

○e-Rad の操作方法に関しては、下記 e-Rad ヘルプデスクへお問い合わせください。

＜e-Rad ヘルプデスク： Tel：0570-066-877 9:00～18:00（平日）＞

問い合わせは電子メールのみで受け付けます(日本語のみ、電話・FAX不可)。
※希望者にはメールで調整の上、面談可能。

個別課題推進スキームのみ

＜添付資料２＞助成事業のポイント

＜添付資料２＞

「助成事業」のポイント

項　目	助成事業（本事業）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、ＮＥＤＯがその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。 本文「８－３.」及び交付規程第１６条参照）
事業成果の帰属（含む知財）	助成事業者
研究開発体制	ＮＥＤＯ　⇒　助成事業者　（　⇒　委託先） （　⇒　共同研究先）
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、 ＮＥＤＯの承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、ＮＥＤＯの承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末にＮＥＤＯに報告、また資産標示票（ＮＥＤＯのロゴシール）を貼付
ＮＥＤＯの支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（本文「８－３.」。助成事業の完了年度の翌年度以降、５年間（実用化開発フェーズは８年間、実証開発フェーズは７年間）は納付、詳細は交付規程第２５条を参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、５年間（実用化開発フェーズは８年間、実証開発フェーズは７年間）は提出、詳細は交付規程第２４条を参照）

１．処分制限：交付規程　第16条

・**取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上**の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）。

・期間は、昭和５３年通商産業省告示第３６０号を準用する。

[内容]助成金の交付の**目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しよう**とする場合には、あらかじめ、**当機構の承認を受ける**必要がある。

２．収益納付：交付規程　第25条

・助成事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、**助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付**を命ずることができる。

・期間は、**助成事業の完了年度の翌年度以降5年間**とする。

※ただし実用化開発フェーズは８年間、実証開発フェーズは7年間。

３．企業化状況報告書：交付規程　第２４条

・助成事業者に助成事業の**完了年度の翌年度以降５年間（※）**、当該助成事業に係る**過去１年間の企業化状況について、報告書を提出**させるものとする。

※ただし実用化開発フェーズは８年間、実証開発フェーズは7年間。

＜添付資料３＞省エネルギー効果量の算出方法

＜添付資料３＞

省エネルギー効果量の算出方法

必要な省エネルギー効果量は、必ず下記の２つの指標に基づいて計算してください。

2040 年度時点の省エネルギー効果量 ＝ 指標A × 指標B

指標A：単位当たりの省エネルギー効果
当該技術開発による成果物１つ当たりのエネルギー削減量です。

指標B：2040 年度時点の市場導入(普及)量
適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出してください。
また事業化シナリオで想定しているユーザーの数（販売等に係る見込み）などを踏まえたものにしてください。なお、対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください。

ただし、単位当たりエネルギー削減量と市場導入量が算出困難な場合は、エネルギー削減率と全体のエネルギー消費量により効果量を算出することも可能とします。

●省エネルギー効果量算定に当たっての注意

・省エネルギー効果量は、必ず原油に換算(単位はｋＬ／年)して表記してください。
この場合、発熱量１ＭＪを原油２．５８×１０$^{-5}$kL（※）としてください。
※発熱量１ギガジュールを原油０．０２５８キロリットルとして換算すること（省エネ法施行規則第４条）による。

・計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、（別表１）エネルギー源別発熱量一覧表を使用してください。ただし、記載のないものについては、エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表（※）のうち標準発熱量(総発熱量)を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端投入発熱量（８．５６２ＭＪ／ｋＷｈ）を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端投入発熱量（８．６４ＭＪ／ｋＷｈ）の使用が正解ですので、ご注意願います。
※https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/carbon.html

・改正省エネ法では非化石エネルギーへの転換等に対する措置も追加されましたが、本プログラムでは、エネルギー全体の使用の合理化が伴わない非化石エネルギーへの置き換え等は対象外としますので、ご注意願います。

・計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用してください。対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください（特に、「実用化開発」や「実証開発」については、現状の占有率を考慮しつつ、現実的な予測の根拠を示してください）。

・成果物が最終製品ではない場合には、当該技術の貢献度を考慮して算出してください。

●省エネルギー効果量計算フォーマット

・応募書類の中に、省エネルギー効果量計算フォーマット（様式４別紙２）があります。そのフォーマットに基づいて、省エネルギー効果量を算定ください。

指標Ａ：単位当たりの省エネルギー効果量
⇒成果物１つ当たりのエネルギー削減量
指標Ｂ：2040年度時点の市場導入量
⇒市場導入量＝その時点でのストック
※単位当たりエネルギー削減量と市場導入量が算出困難な場合は、エネルギー削減率と全体のエネルギー消費量により効果量を算出することも可能

原油への換算は、
発熱量1MJを原油2.58×10^{-5}kL
としてください。

機器の消費電力を熱量換算する場合は、
電力受電端発熱量8.64MJ/kWhを使用してください。

計算に用いる数字は**客観的データを基に使用**してください。また、**市場の規模や占有率の予測は根拠を明記**してください。

(前回公募との差異は次ページ参照)

省エネ効果量の事前確認が必須(再掲)。
計算フォーマットを事務局にメール送付。

(注意事項)省エネルギー効果量の算出方法

○新旧表

過去実施公募	23年度公募
・計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、**（別表１）エネルギー源別標準発熱量**の うち標準発熱量(総発熱量)を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って 電力発電端投入発熱量（８．５６２ＭＪ／ｋＷｈ）を使用する提案が多数あります。送電時の 損失等を加味した電力受電端投入発熱量（**９．３７０ＭＪ／ｋＷｈ**）の使用が正解ですので、ご注意願います。	・計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、**（別表１）エネルギー源別発熱量一覧表**を使用してください。ただし、記載のないものについては、エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表（※）のうち標準発熱量(総発熱量)を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端投入発熱量（８．５６２ＭＪ／ｋＷｈ）を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端投入発熱量（**８．６４ＭＪ／ｋＷｈ**）の使用が正解ですので、ご注意願います。 ※https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/carbon.html
・省エネルギーとは、使用する総エネルギーの合理化ですので、省エネルギー効果量算定にあたり、非化石エネルギーへの置き換え等は対象外ですので、ご注意願います。	・改正省エネ法では非化石エネルギーへの転換等に対する措置も追加されましたが、**本プログラムでは、エネルギー全体の使用の合理化が伴わない非化石エネルギーへの置き換え等は対象外**としますので、ご注意願います。

公募要領
重点課題推進スキーム

※個別課題推進スキームとの相違点のみ

重点課題推進スキームのみ

1-3. 事業内容（２）公募の対象となる技術開発課題

１－３．事業内容

(中略)

（２） 公募の対象となる技術開発課題

公募の対象となる技術開発課題は、「省エネルギー技術戦略」における「重要技術」のうち、資源エネルギー庁及びＮＥＤＯが政策的に必要なもの（将来の革新的な省エネルギー技術開発として必要なものを含む）として設定した「技術開発課題」に該当する必要があります。

2023 年度の技術開発課題一覧を以下に示します。

「公募の対象となる技術開発課題」一覧：

	技術開発課題	具体例
A	電力需要の最適化・調整力に関する技術	柔軟性を確保した系統側／業務用・産業用高効率発電 電力の需給調整、次世代配電等
B	熱エネルギーの有効利用・高効率熱供給技術	高効率電気加熱、高効率空調等
C	第４次産業革命技術を活用した省エネ技術	交通流制御システム、スマート物流システム等
D	IoT・AI活用省エネ製造プロセス技術	工場内モニタリング・制御技術、デジタルツイン等
E	省エネ型データセンター技術	省エネ型機器、運用管理技術等
F	パワーエレクトロニクス技術	次世代省エネ機器、次世代受動素子・実装材料等
G	エネルギーマネジメント技術	需要側のエネルギー消費の全体統合・制御技術等
H	上記以外でもカーボンニュートラルに寄与する革新的な省エネ技術	－

重点課題推進スキームでは、
技術開発課題が
８課題(課題番号A～H)
に限定されています。

重点課題推進スキームのみ

1-3. 事業内容（３）重点課題推進スキーム（４）フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査

（３） 重点課題推進スキーム

対象：2050 年を見据え、業界の共通課題及び異業種に跨る課題の解決に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、複数の事業者が相互に連携・協力して取り組むべきテーマ（技術開発課題）に係る技術開発が対象です。

技術開発費上限：１０億円／件・年（ＮＥＤＯ助成費＋実施者負担分）

助成率：２／３（フェーズⅠ）、１／２（フェーズⅡ）以内

事業期間：１０年以内（フェーズⅠ、Ⅱは各５年以内）

３年及び４年の事業を行う場合は２年目終了前に、５年の事業を行う場合は３年目終了前に「中間評価」を行い、継続の可否を決定します。また、５年を超える事業の場合は、フェーズⅠとフェーズⅡを設定し、フェーズⅠ終了時にステージゲート審査を行い、次フェーズへの継続の可否を決定します。

（４） フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査

５年を超える事業の場合は、フェーズⅠとフェーズⅡを設定し、フェーズⅠ終了時にステージゲート審査を行います。その審査結果に基づいて、次のフェーズに進むか（技術開発費上限の見直しを含む）、非継続（次のフェーズに進まず終了）とするかについてＮＥＤＯが決定します。なお、次のフェーズに進む場合には、ＮＥＤＯから条件を付す場合があります。

また、各フェーズにおいて、３年及び４年の事業を行う場合は２年目終了前に、５年の事業を行う場合は３年目終了前に、「中間評価」を行います。その評価結果に基づいて、継続か非継続かについてＮＥＤＯが決定します。なお、継続にあたっては、ＮＥＤＯから条件を付す場合があります。

さらに、原則毎年度末に有識者で構成する「技術委員会」にて事業の進捗状況を報告していただきます。ただし、ＮＥＤＯが不要と認めた場合はその限りではありません。

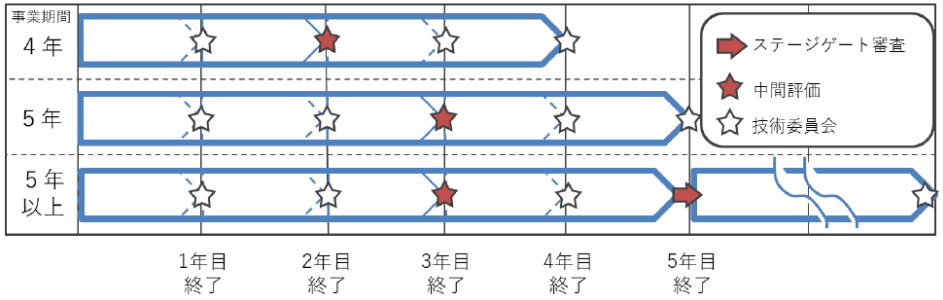

＜対象＞

業界の共通課題及び**異業種に跨る課題**の解決に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、**複数事業者が連携・協力して取り組むテーマ**に係る技術開発。

＜事業期間中の審査＞

・３年および4年事業の場合、**２年目終了前に、**

5年事業の場合、**3年目終了前**に**「中間評価」**

・フェーズI 終了前に「ステージゲート審査」

・原則、毎年度末に**「技術委員会」**を開催。

重点課題推進スキームのみ

2-3. 実施体制
2-4. 必要とされる省エネルギー効果量

２－３．実施体制

（１）　事業期間内に２社以上の企業が助成先として参画することが必要です。
（２）　開発成果の普及を促す取組を主導する組織、団体等を実施体制に含めてください。
（３）　技術開発責任者を実施体制内で１名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、ＮＥＤＯとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。
（４）　各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
（５）　国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。

２－４．必要とされる省エネルギー効果量

本事業に応募するためには、国内において「2040 年度時点で１０万ｋＬ／年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が必要です。

また、2040 年度にいたる省エネルギー効果量の推移を把握するために、製品化の後、販売開始から３年後の時点での省エネルギー効果量も記載してください。

※省エネルギー効果量の計算方法は＜添付資料３＞を参照してください。
※海外での省エネルギー効果量があれば、参考として国内分とは別に記載してください。

＜実施体制の要件＞
・事業期間内に**２社以上の企業**が助成先として参画すること。
・開発成果の**普及を促す取組を主導する組織・団体等を実施体制に含める**こと。

＜必要とされる省エネルギー効果量＞
・**2040年度時点で10万kL/年以上**

重点課題推進スキームのみ

4-2. 応募書類作成における注意事項

４－２．応募書類作成における注意事項

① 提案書要約版（様式１、様式２、様式３）

・代表者名は、提案者の所属する法人の代表権を持つ方の名前を記載してください。
・e-Rad における所属研究機関用ＩＤ（１０桁（けた））を必ず記載してください。
・採択・不採択発表までに代表者、連絡先等に変更があった場合は、速やかに問い合わせ先メールアドレスに連絡してください。
・提案書本文（様式４）の記述内容を、簡潔明瞭に記載してください。
・様式２は各１ページ以内で作成してください。
・様式３は必要に応じて図・表を挿入し、わかりやすく記載してください。

② 提案書本文（様式４）

・必ず２８ページ以内で記載してください。指定ページ超過分は審査の対象としません。
・必要に応じて、図、表を加え、わかりやすく記載してください。
・ページ番号を下中央に印字してください。

(後略)

提案書本文ページ数

・重点課題は28ページ以内

重点課題推進スキームのみ

＜添付資料２＞助成事業のポイント

＜添付資料２＞

「助成事業」のポイント

項　目	助成事業（本事業）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、ＮＥＤＯがその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。 本文「８－３.」及び交付規程第１６条参照）
事業成果の帰属（含む知財）	助成事業者
研究開発体制	ＮＥＤＯ　⇒　助成事業者　（　⇒　委託先） （　⇒　共同研究先）
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、 ＮＥＤＯの承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、ＮＥＤＯの承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末にＮＥＤＯに報告、また資産標示票（ＮＥＤＯのロゴシール）を貼付
ＮＥＤＯの支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（本文「８－３.」。助成事業の完了年度の翌年度以降、８年間は納付、詳細は交付規程第２５条を参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、８年間は提出、詳細は交付規程第２４条を参照）

１．処分制限：交付規程　第16条

・**取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上**の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）。

・期間は、昭和５３年通商産業省告示第３６０号を準用する。

[内容]助成金の交付の**目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しよう**とする場合には、あらかじめ、**当機構の承認を受ける**必要がある。

２．収益納付：交付規程　第25条

・助成事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

・期間は、**助成事業の完了年度の翌年度以降８年間**とする。

３．企業化状況報告書：交付規程　第２４条

・助成事業者に助成事業の**完了年度の翌年度以降８年間**、当該助成事業に係る**過去１年間の企業化状況について、報告書を提出**させるものとする。